

平成25年12月

# 伊那市議会定例会議案書

平成25年11月29日

平成25年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1
議案第2号	市道路線の廃止、変更及び認定について……………	7
議案第3号	市道路線の認定について……………	9
議案第4号	市道路線の認定について……………	10
議案第5号	市道路線の認定について……………	11
議案第6号	伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例……………	12
議案第7号	伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例……………	13
議案第8号	伊那市保育園条例の一部を改正する条例……………	17
議案第9号	伊那市保養センター条例の一部を改正する条例……………	18
議案第10号	伊那市山荘条例の一部を改正する条例……………	19
議案第11号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例……………	20
議案第12号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	22
議案第13号	高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	24
議案第14号	伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	25
議案第15号	伊那市社会教育委員条例の一部を改正する条例……………	27
議案第16号	伊那市公民館条例の一部を改正する条例……………	28
議案第17号	伊那市高遠町総合福祉センター条例の一部を改正する条例……………	30
議案第18号	伊那市考古資料館条例を廃止する条例……………	32
議案第19号	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	33
議案第20号	伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	34
議案第21号	伊那市下水道条例の一部を改正する条例……………	37
議案第22号	伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	39
議案第23号	伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	41
議案第24号	平成25年度伊那市一般会計第4回補正予算について……………	43
議案第25号	平成25年度伊那市介護サービス事業特別会計第1回補正予算について……………	44

議案第26号	平成25年度伊那市簡易水道事業特別会計第1回補正予算について……………	45
議案第27号	平成25年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	46

## 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 1 女性労働者福祉施設

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
女性プラザ伊那	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 2 福祉まちづくりセンター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
福祉まちづくりセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 3 デイサービスセンター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
デイサービスセンター春富ふくじゅ園	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで
デイサービスセンターみその園	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
長谷デイサービスセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 4 老人福祉センター等

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市高遠町老人福祉センター	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
伊那市高遠町高齢者生きがいセンター	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 5 高齢者生活福祉センター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高齢者生活福祉センターくつろぎの家	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 6 小規模多機能施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
小規模多機能施設 やすらぎの家	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 7 高齢者専用住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
長谷高齢者専用住宅	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 8 みはらしファーム

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
とれたて市場	上伊那農業協同組合	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
ファームレストラン トマトの木	上伊那農業協同組合	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
そばの家 名人亭	伊那市そば打ち名人の会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
手作りパン工房 麦の家	伊那市手作りパン同好会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 9 道の駅南アルプスむら長谷

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
地場産業振興施設	道の駅南アルプスむら長谷管理組合	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 10 農産加工施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
長谷農産物加工施設	農業法人ファームはせ株式会社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 11 農村公園

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
南アルプス公園	道の駅南アルプスむら長谷管理組合	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 1 2 林業振興施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
林業総合センター	上伊那森林組合	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
協業活動拠点施設	道の駅南アルプスむら長 谷管理組合	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 1 3 キャンプ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
小黑川溪谷キャンプ場	株式会社クロスプロジェ クトグループ	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
鹿嶺高原キャンプ場	一般財団法人伊那市振興 公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 1 4 サンライフ伊那

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
サンライフ伊那	一般財団法人伊那市振興 公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 1 5 山荘

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
鹿嶺高原雷鳥荘	一般財団法人伊那市振興 公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 1 6 市営駐車場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市駅前駐車場	伊那電装株式会社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
中央駐車場	伊那電装株式会社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
中央第2駐車場	伊那電装株式会社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
通り町駐車場	伊那電装株式会社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
山寺駐車場	伊那電装株式会社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
再開発ビル駐車場	伊那電装株式会社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

竜東駐車場	伊那電装株式会社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
-------	----------	--------------------------------

#### 1 7 勤労青少年ホーム

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市勤労青少年ホーム	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

#### 1 8 旧井澤家住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那部宿旧井澤家住宅	伊那部宿を考える会	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

#### 1 9 野球場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市営野球場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

#### 2 0 運動場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
富士塚スポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
美すずスポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
伊那西運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
陸上競技場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
高遠スポーツ公園総合運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
高遠スポーツ公園河川グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
長谷総合グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
富県新山総合グラウンド	新山総合グラウンド管理委員会	平成26年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで
美篤六道原運動場	六道原運動場管理委員会	平成26年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで

手良総合グラウンド	手良総合グラウンド管理委員会	平成26年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで
東春近総合グラウンド	東春近総合グラウンド管理委員会	平成26年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで
西春近細ヶ谷総合グラウンド	細ヶ谷総合グラウンド管理委員会	平成26年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで
たかずや運動公園	たかずや運動公園管理委員会	平成26年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで

## 2 1 庭球場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
センターテニスコート	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
第2庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
サンライフ北庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
サンビレッジ庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
高遠スポーツ公園テニスコート	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 2 2 マレットゴルフ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
花の丘マレットゴルフ場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

## 2 3 体育館

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市民体育館	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
サンビレッジ体育館	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
高遠スポーツ公園文化体育館	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで



2 4 武道館

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市武道館	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

2 5 屋内運動場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那公園屋内運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
高遠町屋内運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
ほりでいドーム	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

2 6 その他の体育施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
ウエストスポーツパーク管理センター	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

平成25年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

## 市道路線の廃止、変更及び認定について

下記のとおり市道路線の廃止、変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2024	福島 23号線	福島 1349番先	福島 262番1先		メートル 363.9	メートル 2.6～4.7
I-2028	福島 26号線	福島 428番先	福島 276番1先		434.8	2.7～7.3
I-2029	福島 27号線	福島 24番1先	福島 553番1先		705.0	3.0～5.0
I-2444	福島 29号線	福島 346番先	福島 480番先		612.2	3.0～4.6
I-2446	福島 35号線	福島 442番先	福島 517番1先		262.7	5.5～7.0

## 変更路線

路線番号	路線名	区 分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
0292	上牧福島線	前	上牧 6427番先	福島 304番1先		メートル 2,691.0	メートル 3.9～21.0
		後	上牧 6427番先	福島 335番1先		2,557.3	3.9～21.0

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2509	福島 側道3号線	福島 352番1先	福島 304番1先		メートル 229.6	メートル 7.2~13.5
I-2510	福島 45号線	福島 344番1先	福島 1349番先		153.3	2.6~3.5
I-2511	福島 46号線	福島 177番1先	福島 262番1先		177.9	3.0~4.7
I-2512	福島 47号線	福島 428番先	福島 385番3先		198.7	3.7~3.7
I-2513	福島 48号線	福島 314番1先	福島 276番1先		136.1	2.7~7.3
I-2514	福島 49号線	福島 24番1先	福島 412番1先		214.7	3.0~4.1
I-2515	福島 50号線	福島 442番先	福島 346番先		470.2	3.0~6.9
I-2516	福島 51号線	福島 333番1先	福島 480番1先		465.8	3.0~5.6
I-2517	福島 52号線	福島 517番2先	福島 466番1先		200.2	3.7~7.0
I-2518	福島 53号線	福島 466番1先	福島 553番1先		440.4	3.5~15.8

平成25年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、国道153号伊那バイパスの一部開通に伴い、関係路線網を整理するため、提案するものであります。

## 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 8 4 4 6	沢渡指定 4 7 9 号線	西春近 5387番10先	西春近 5384番 5 先		メートル 51.2	メートル 6.2~10.4

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## (提案理由)

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

## 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-8447	小出指定 507号線	西春近 1001番142先	西春近 1227番11先		メートル 72.1	メートル 6.1~9.7

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## (提案理由)

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

## 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 1 6 8 1	上荒井 17号線	荒井 4076番9先	荒井 4075番4先		メートル 76.5	メートル 4.0~6.3

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## (提案理由)

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例（平成20年伊那市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「52,500円」を「54,000円」に改める。

第8条第2項中「2,625円」を「2,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に長谷有線テレビジョン放送施設への加入の許可を受けた者に係る加入金について適用し、同日の前日までに長谷有線テレビジョン放送施設への加入の許可を受けた者に係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第8条第2項の規定は、平成26年4月分以後の使用料について適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

長谷有線テレビジョン放送施設の加入金及び使用料を改定するため、提案するものであります。

伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を  
改正する条例

(伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年伊那市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「500円未満」を「1,000円未満」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

(伊那市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市後期高齢者医療に関する条例(平成20年伊那市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のとおり改める。

(延滞金)

第7条 市長は、保険料を納付すべき者が納期限までに保険料を納付しないときは、延滞金を徴収するものとする。この場合において、延滞金の徴収については、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年伊那市条例第58号)の定めるところによる。



附則第3条を削る。

(伊那市介護保険条例の一部改正)

第3条 伊那市介護保険条例(平成18年伊那市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(督促及び延滞金)」に改め、同条中「ときは、」の次に「督促するとともに督促手数料及び」を、「督促」の次に「並びに督促手数料」を加え、「伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の規定の例による」を「伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年伊那市条例第58号)の定めるところによる」に改める。

(伊那市道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 伊那市道路占用料徴収条例(平成18年伊那市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第6条中「500円未満」を「1,000円未満」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)」に改める。

(伊那市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第5条 伊那市準用河川占用料徴収条例(平成18年伊那市条例第146号)の一部を次のように改正する。

第6条中「500円未満」を「1,000円未満」に改め、同条に次の1項を加

える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.5パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合」に改める。

（伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第6条 伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年伊那市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第14条中「年7.3パーセント」を「年7.25パーセント」に、「500円未満」を「1,000円未満」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「年7.3パーセント」を「年7.25パーセント」に改め、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.5パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の延滞金に係る規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

税外収入金に係る延滞金の割合等を見直すため、提案するものであります。

伊那市保育園条例の一部を改正する条例

伊那市保育園条例（平成 1 8 年伊那市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

竜東保育園	伊那市下新田 3 0 0 5 番地	1 5 0
-------	-------------------	-------

」を

「

竜東保育園	伊那市狐島 4 2 5 5 番地 2	2 2 0
-------	--------------------	-------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 3 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

竜東保育園の位置及び定員を変更するため、提案するものであります。

## 伊那市保養センター条例の一部を改正する条例

伊那市保養センター条例（平成18年伊那市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表の1中

「

一般（中学生以上）	14,000円
小学生	10,000円

」を

「

一般（中学生以上）	14,300円
小学生	10,200円

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市保養センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

保養センターの宿泊料を改定するため、提案するものであります。

## 伊那市山荘条例の一部を改正する条例

伊那市山荘条例（平成18年伊那市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条の表及び第5条第1項第2号中「長衛荘」を「北沢峠 こもれば山荘」に改める。

別表の1中「長衛荘」を「北沢峠 こもれば山荘」に、

「

宿泊料（1人1泊、素泊まり）	寝具付き	7,000円
	寝具なし	6,500円

」を

「

宿泊料（1人1泊、素泊まり）	寝具付き	7,200円
	寝具なし	6,600円

」に

改める。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（宿泊料に係る部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

## （経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市山荘条例別表の規定（宿泊料に係る部分に限る。）は、平成26年4月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

山荘の名称を変更するとともに、宿泊料を改定するため、提案するものであります。

## 伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 5 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)中

「

キャビン	宿泊使用	1 棟（8 人用）	12,000 円
	日帰り使用	1 棟（8 人用） 1 時間	1,500 円
	環境保全費	1 人 1 回	200 円
オートキャンプ サイト	宿泊使用	1 サイト	3,000 円
	日帰り使用	1 サイト 1 時間	300 円
	環境保全費	1 人 1 回	200 円
テントサイト	宿泊使用	1 サイト	1,000 円
	日帰り使用	1 サイト	700 円
	環境保全費	1 人 1 回	200 円

」を

「

キャビン	宿泊使用	1 棟（8 人用）	12,400 円
	日帰り使用	1 棟（8 人用） 1 時間	1,600 円
	環境保全費	1 人 1 回	200 円
オートキャンプ サイト	宿泊使用	1 サイト	3,100 円
	日帰り使用	1 サイト 1 時間	300 円
	環境保全費	1 人 1 回	200 円
テントサイト	宿泊使用	1 サイト	1,050 円
	日帰り使用	1 サイト	750 円
	環境保全費	1 人 1 回	200 円

」に

改め、同表備考第 2 項中「1,500 円」を「1,600 円」に、「500 円」を「300 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市キャンプ場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

小黒川溪谷キャンプ場の利用料金を改定するため、提案するものであります。



伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成 18 年伊那市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

8	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</p>
---	--

」を

「

8	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれか（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）に該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</p>
---	--

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律  
(平成 2 5 年法律第 7 2 号) の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するもの  
であります。

高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例

高遠城址公園使用料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 中

「

自動二輪車	100 円
原動機付自転車	

」を

「

自動二輪車	200 円
原動機付自転車	

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

自動二輪車等の駐車料金を改定するため、提案するものであります。

## 伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 105 を乗じて得た額とする」を「消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を加算した額とする」に改め、同条第 2 項中「隔月」の次に「又は毎月」を加え、「この場合」を「隔月の場合」に改める。

別表第 2 の 1 を次のように改める。

1 簡易水道（御堂垣外簡易水道の藤沢中山及び御堂垣外松倉を除く。）料金算出表

（1 月につき）

区分		一般用	私設消火栓用 （消火演習）	
基本料金	口径	円	円	
		13mm	650	—
		20mm	2,020	
		25mm	3,630	
		30mm	5,850	
		40mm	12,400	
		50mm	22,500	
		75mm	39,100	
	100・150mm	83,500		
従量料金 （1 m <sup>3</sup> につき）	使用水量区分	10 m <sup>3</sup> 以下の部分	116	116
		10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> 以下の部分	147	
		20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> 以下の部分	174	
		30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> 以下の部分	197	
		50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> 以下	214	

	の部分	
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下	214
	の部分	
	200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下	214
	の部分	
	400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下	214
	の部分	
	1,000m <sup>3</sup> を超える部分	195

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している簡易水道の使用で、同日以後最初に使用水量が算定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

簡易水道の料金体系等を見直すため、提案するものであります。

伊那市社会教育委員条例の一部を改正する条例

伊那市社会教育委員条例（平成 18 年伊那市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から伊那市教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市公民館条例の一部を改正する条例

伊那市公民館条例（平成 18 年伊那市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

## 別表第 1 中

「

高遠町公民館	伊那市高遠町西高遠 1806 番地
--------	-------------------

」を

「

高遠町公民館	伊那市高遠町西高遠 1644 番地
--------	-------------------

」に

改める。

## 別表第 2 中

「

高遠町公民館	伊那市の休日を定める条例（平成 18 年伊那市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に定める休日	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで
--------	---	--------------------------------

」を

「

高遠町公民館	(1) 月曜日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日	午前 9 時から午後 9 時まで（5 月から 9 月までは午前 9 時から午後 10 時まで）
--------	---	---

」に

改める。

## 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

高遠町公民館の位置等を変更するため、提案するものであります。



## 伊那市高遠町総合福祉センター条例の一部を改正する条例

伊那市高遠町総合福祉センター条例（平成 18 年伊那市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を第 20 条とし、第 15 条の次に次の 4 条を加える。

（市長による管理）

第 16 条 第 3 条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、福祉センターの管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が福祉センターの管理を行う場合における第 5 条から第 7 条まで、第 9 条、第 10 条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第 6 条、第 7 条 第 9 条及び第 10 条	指定管理者	市長
別表	（第 11 条関係）	（第 17 条関係）
別表	利用料金	使用料

（使用料）

第 17 条 第 11 条の規定にかかわらず、市長が管理する福祉センターを利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第 18 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第 19 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用開始日前 3 日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が、相当の理由があると認めたとき。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

市長が高遠町総合福祉センターの管理を行う場合の取扱いについて規定するため、提案するものであります。

伊那市考古資料館条例を廃止する条例

伊那市考古資料館条例（平成 18 年伊那市条例第 197 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市考古資料館を廃止するため、提案するものであります。

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 上水道及び下水道の利用者又はこれらを利用しようとする者は、前項に規定する上下水道事業の運営に協力しなければならない。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上下水道利用者等の事業運営に対する協力を得ることにより、安定的な経営を図るため、提案するものであります。

伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 水道水と地下水等を併用して使用する場合

第25条第1項中「100分の105を乗じて得た額とする」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額（以下「地方消費税相当額」という。））を加算した額とする」に改め、同条第2項中「隔月」の次に「又は毎月」を加え、「この場合」を「隔月の場合」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

（個別給水契約）

第25条の2 管理者は、水の供給量に余裕がある場合、管理者が別に定める水量を超えて使用する使用者と、当該使用者の申込みにより使用する基準となる水量（以下「基準水量」という。）を定めて、個別に給水契約（以下「個別給水契約」という。）を結ぶことができる。

2 管理者は、渇水等の理由により必要と認めるときは、個別給水契約を結んだ者に対して、期間を定めて1日当たりの基準水量から指示する水量（以下「調整水量」という。）以下の使用水量に減量することを求めるものとする。

3 前条の規定にかかわらず、基準水量を超える水量の従量料金及び前項の調整水量設定後の水量を超える従量料金は、別表第2に定めるところにより算出した額に、消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とするものとする。

4 個別給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。

第33条の見出しを「督促」に改め、同条後段を削る。

第34条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め、「定める金額」の次に「に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第25条関係）

水道料金算出表

(1月につき)

区分		一般用	公衆浴場用	私設消火栓用 (消火演習)	
基本料金	口径	円	円	円	
		13 mm	650	650	—
		20 mm	2,020	2,020	
		25 mm	3,630	3,630	
		30 mm	5,850	5,850	
		40 mm	12,400	12,400	
		50 mm	22,500	22,500	
		75 mm	39,100	39,100	
	100・150 mm	83,500	83,500		
従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	使用水量区分	10 m <sup>3</sup> 以下の部分	116	60	116
		10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の部分	147		
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の部分	174		
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の部分	197		
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の部分	214		
		100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> 以下の部分	214		
		200 m <sup>3</sup> を超え 400 m <sup>3</sup> 以下の部分	214		
		400 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> 以下の部分	214		
		1,000 m <sup>3</sup> を超える部分	195		

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第25条の2関係)

(1月につき)

区分	金額 (1 m <sup>3</sup> につき)
基準水量を超える従量料金	76円
調整水量を超える従量料金	195円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第25条の次に1条を加える改正規定、第34条第1項の改正規定（「別表第2」を「別表第3」に改める部分に限る。）及び別表第2を別表第3とし、別表第1の次に1表を加える改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している水道の使用で、同日以後最初に使用水量が算定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

水道の料金体系等を見直すとともに、個別給水契約制度を導入するため、提案するものであります。

## 伊那市下水道条例の一部を改正する条例

伊那市下水道条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 3 条－第 3 3 条」を「第 2 3 条－第 3 3 条の 2」に改める。

第 3 1 条第 2 項中「2 使用月ごと」の次に「又は 1 使用月ごと」を加える。

第 3 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額とする」を「消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を加算した額とする」に改める。

第 5 章中第 3 3 条の次に次の 1 条を加える。

（督促及び延滞金）

第 3 3 条の 2 管理者は、使用者が使用料を納期限までに納付しないときは、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 8 号。以下「税外収入金条例」という。）の定めるところにより督促しなければならない。

2 使用料に係る延滞金については、税外収入金条例の関係規定は適用しないものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 3 2 条関係）

## 下水道使用料算出表

（1 使用月につき）

区分		一般用	業務用	公衆浴場用
		円	円	円
基本使用料		1,800	1,950	1,950
従量使用料 （1 m <sup>3</sup> につき）	使用水量区分 10 m <sup>3</sup> 以下の部分	15	—	—
	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の部分	160	160	35



20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の部分	190	190
30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の部分	205	205
50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の部分	240	240
100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> 以下の部分	265	265
200 m <sup>3</sup> を超え 400 m <sup>3</sup> 以下の部分	275	275
400 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> 以下の部分	285	285
1,000 m <sup>3</sup> を超える部分	285	285

備考

- 1 下水道使用料を算出するための計量装置等（第32条第2項第2号又は伊那市水道事業給水条例第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメーター。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外のは業務用区分を適用する。
- 2 計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径が大きいものの使用料区分を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第32条第2項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している下水道の使用で、同日以後最初に汚水の排除の量が算定されるものに係る使用料は、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

下水道の使用料体系等を見直すため、提案するものであります。

## 伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「100 分の 105 を乗じて得た額とする」を「消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額（以下「地方消費税相当額」という。））を加算した額とする」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（督促及び延滞金）

第 14 条の 2 管理者は、使用者が使用料を納期限までに納付しないときは、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 58 号。以下「税外収入金条例」という。）の定めるところにより督促しなければならない。

2 使用料に係る延滞金については、税外収入金条例の関係規定は適用しないものとする。

第 15 条第 1 項中「なった者」を「なる者」に改め、同条第 2 項中「別表第 2 のとおりとする」を「別表第 2 に定める金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 14 条関係）

## 農業集落排水施設使用料算出表

（1 使用月につき）

区分		一般用	業務用
		円	円
基本使用料		1,800	1,950
従量使用料 （1 m <sup>3</sup> につき）	使用水量区分 10 m <sup>3</sup> 以下の部分	15	—
	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の部分	160	160
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の部分	190	190

	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の部分	205	205
	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の部分	240	240
	100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> 以下の部分	265	265
	200 m <sup>3</sup> を超え 400 m <sup>3</sup> 以下の部分	275	275
	400 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> 以下の部分	285	285
	1,000 m <sup>3</sup> を超える部分	285	285

備考

- 1 農業集落排水使用料を算出するための計量装置等（第14条第3項第2号又は伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメーター。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外のは業務用区分を適用する。
- 2 計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径が大きいものの使用料区分を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第14条第3項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している農業集落排水施設の使用で、同日以後最初に汚水の排除の量が算定されるものに係る使用料は、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

農業集落排水施設の使用料体系等を見直すため、提案するものであります。

## 伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成18年伊那市条例第279号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の105を乗じて得た額とする」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を加算した額とする」に改める。

第6条を次のように改める。

（督促及び延滞金）

第6条 管理者は、使用者が使用料を納期限までに納付しないときは、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号。以下「税外収入金条例」という。）の定めるところにより督促しなければならない。

2 使用料に係る延滞金については、税外収入金条例の関係規定は適用しないものとする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

戸別合併処理浄化槽使用料算出表

（1使用月につき）

区分		一般用	業務用
		円	円
基本使用料		800	950
従量使用料 （1 m <sup>3</sup> につき）	使用 水量 区分	10 m <sup>3</sup> 以下の部分	15
		10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の部分	160
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の部分	190
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の部分	205
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の部分	240
		100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> 以下	265

	下の部分		
	200 m <sup>3</sup> を超え 400 m <sup>3</sup> 以下の部分	275	275
	400 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> 以下の部分	285	285
	1,000 m <sup>3</sup> を超える部分	285	285

備考

- 1 戸別合併処理浄化槽使用料を算出するための計量装置等（第5条第3項第2号又は伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメーター。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外のは業務用区分を適用する。
- 2 計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径が大きいものの使用料区分を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第5条第3項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している戸別合併処理浄化槽の使用で、同日以後最初に汚水の排除の量が算定されるものに係る使用料は、なお従前の例による。

平成25年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

戸別合併処理浄化槽の使用料体系等を見直すため、提案するものであります。

平成 25 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 25 年度伊那市介護サービス事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市介護サービス事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 25 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝



平成 25 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝